

秘密指定解除

公文書監理室

秘
無 期 限

決 裁 書

大 長 官 秘書官 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官 房 長	主 管 アジア局長 審 議 官 参 事 官 北東アジア課長 地域調整官 首席事務官	保 存 期 間 1類 2類 3類 4類 (永久) (10年) (5年) (1年) 起案 平成 3 年 7 月 2 日 決裁 平成 年 月 日 起案者 審 議 官 電話番号 2416
協 議 先 会計課長 〇 調査官 〇 首席事務官 〇 政策課長 〇 〇 〇 〇 主 計 室 〇		
下記の件に関し、決裁を求めます。(関係文書別添)		
件 名 在韓被爆者支援(平成3年度分17使用)の拠出年続		

在韓被爆者支援特別基金拠出金（平成3年度分17億円）の拠出手続

1. 設立経緯

- (1) 平成元年度より、後遺症等に苦しんでいる在韓被爆者に対し、韓国国内での治療等を支援するために、大韓赤十字社に対し支援を実施。
（元年度、2年度各々4,200万円ずつ。なお、右支援は「在サハリン韓国人支援等特別基金拠出金」の一部として支出。）
- (2) しかし、韓国政府は、在韓被爆者問題の抜本的解決のため、思い切った支援の拡大を要望。右を踏まえ、21世紀に向けて新たな日韓関係を開くために、本問題を決着すべく、90年5月の盧泰愚大統領来日の際の首脳会談で、海部総理より、「医療面で今後総額40億円程度の支援を行っていく」旨意図表明。
- (3) これを踏まえ、韓国政府が行う被爆者対策に対し、医療面で支援を行うため大韓赤十字社に拠出することとし、平成3年度はその一部として17億円が計上されたところ。

2. 対処方針

- (1) 平成3年度に計上された17億円については、被爆者が高齢化していること等の客観情勢に鑑み（特に3年度予算で重視している被爆者健康福祉センター設立については早期に建設に着手する必要がある）、今般、ア北及び経協政の担当官を韓国に出張せしめ、出来るだけ早期に右拠出が可能となるよう韓国側との間で本件に関する具体的実施方法を協議させることとする。

(2) 拠出先

本件予算は以下の理由により大韓赤十字社を拠出先とする。

- ①韓国における被爆者対策は保健社会部の監督のもと大韓赤十字社が中心となっていて行なっていること。
- ②上記1.(1)の各4,200万円の支援は大韓赤十字社を窓口として拠出された実績があること。
- ③大韓赤十字社は本件予算の目となっている「国際機関等」に適合していること。

(3) 拠出手続

○両国政府間（韓国政府の要請に基づく日本政府の回答の形式）

17億円の拠出に関する「口上書」の交換（別添1）

（右口上書交換によって本件拠出金を大韓赤十字社に実施させること等につき韓国政府の了解を取付けることとする。）

○日本政府と大韓赤十字社との間（大韓赤十字社の要請に基づく日本政府の回答の形式）

17億円の拠出金の適正な使用を確保するため、「書簡」（別添2）の交換及び「在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の使用に関するガイドライン」（別添3）の作成

（4）韓国政府、大韓赤十字社との間の確認事項

○上記（3）による拠出手続をとること。

○本件拠出金の使用目的は、在韓被爆者に対する医療面での協力に限定されること（治療費・健康診断費・被爆者健康福祉センター^{（又は施設整備費等）}設立の3本柱）。

○大韓赤十字社は、本件拠出金の使用に際しては韓国政府より適宜指導・助言を仰ぐこと。

○本件に関する韓国側の実質的な「被益者」は社団法人韓国原爆被害者協会であることから、同拠出金の使用に際しては同協会の意見が尊重され、その組織が活用されるよう確保すること。

○大韓赤十字社は、本件拠出金を使用するため別口口座を設けること。

○大韓赤十字社は、本年度17億円及び今後拠出される予算（海部総理より意図表明された総額40億円程度の支援のうち残余分）の使用に関し、~~平成12年度（平成8年度より向こう10年間。本件予算の要求根拠。）までの間、~~毎年日本政府に対し予算執行状況を報告すること。

（5）日本政府と韓国政府との口上書交換によって本件拠出金を大韓赤十字社に実施させること等につき韓国政府の了解を取付けることとする。

4. ついては、出来るかぎり速やかに本件拠出金を拠出するため、韓国政府に対し我が方考え方を具体的に説明するとともに、別添2、3の書簡・口上書案につき了解取付け方検討を要請することとする。

更に、本件拠出金の利用が韓国政府の行政機関等に限定されるものとする。

同行政機関の組織等については、大韓赤十字社、韓国政府の行政機関等に限定する。

本件拠出金の利用が行政機関等に限定されるものとする（必ずしも行政機関に限定する必要がある）。
（必ずしも行政機関に限定する必要がある）。

(別添 1)

inform that ~~the~~ the ROK Government will set up programs to extend support for those victims of the atomic air raid who are now in the Republic of Korea.

(ROK's Note Verbale)

The Ministry has further the honour to ^{support the said programs and for this purpose,}
The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea presents its compliments to the Embassy of Japan and has the honour to request that the Government of Japan will contribute as much as ^{one} a billion ^{and} 700 million yen, ~~for fiscal year 1991~~ for our programs to support those victims of the atomic air raid who are now in the Republic of Korea.

The Ministry has further the honour to ^{request} that those contributions will be donated to "The Red Cross Society of Korea", which will implement ^{the said programs} that is entrusted by the Government of the Republic of Korea.

The Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea avails itself of this opportunity to renew to the Embassy of Japan the assurances of its highest consideration.

It is under the supervision and instructions of the ROK Government, ^{and} in accordance with the letters exchanged between the President of the Society and the Ambassador of Japan, on 1991.

(Japanese Note Verbale)

The Embassy of Japan presents its compliments to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea and has the honour to acknowledge the receipt of the latter's Note Verbale No. dated ,1991.

The Embassy of Japan has ^{upon the request of the Government of the Republic of Korea} further the honour to inform the Ministry that the Government of Japan has the intention to ^{ASAC} extend, from the humanitarian point of view and in the light of ^{the R.O.K. Government in its administration of the program to extend support for} historical background, ~~assistance to~~ those victims of the atomic air raids who are now in the Republic of Korea, in accordance with laws and regulations of Japan and ~~with cooperation of the Government of the Republic of Korea~~. For this purpose, the Government of Japan is ready to contribute as much as ^{one} billion ^{and} 700 million yen for fiscal year 1991 to "The Red Cross Society of Korea" (hereinafter referred to as "The Society") for the ^{social programs} ~~programs of the Government of the Republic of Korea to support the above mentioned people~~. Such ^{contributions} ~~programs~~ will be implemented by "the Society" in accordance with the ^(exchanged) ~~exchange~~ of letters between the President of "the Society" and the Ambassador of Japan, ^{on} ~~on~~ 1991.

The Embassy of Japan avails itself of this opportunity to renew to the Ministry of Foreign Affairs of the Republic of Korea the assurances of its highest consideration.

(韓赤側書簡案)

駐大韓民国日本国大使
柳 健 一 閣 下

大韓赤十字社は、韓国政府の委託を受け、在韓被爆者の支援に資するため、本件書簡に添付したガイドラインに従い、在韓被爆者にかかる治療費の一部、健康診断費及び被爆者健康福祉センター建設費等の支援のため、責任をもって日本国政府の拠出金（17億円）を使用していくことをここにお約束致します。

つきましては、右拠出金（17億円）を別紙に掲げる別口預金口座を通し、当社に拠出していただくようお願い致します。

大韓赤十字社
総裁 (印)

(別添 2 - 2)

(日本側書簡案)

大韓赤十字社総裁 殿

在韓被爆者支援のための日本国政府の拠出金（17億円）に関する
1991年 月 日付貴総裁書簡を受取りました。

日本国政府は、歴史的背景を考慮し、人道的見地に立脚し、在韓被爆者
を支援することを目的として、本年度、貴社に17億円を拠出する用意が
ありますが、右については、貴社が、在韓被爆者支援に関し韓国政府より
の委託を受け、上記貴総裁書簡に添付されたガイドラインに従い、右拠出
金を責任をもって使用することをここに確認し、拠出するものであります。

つきましては、両国政府間で確認されたところに従い、上記貴総裁書簡
別紙に掲げられた別口預金口座を通じ、本件拠出金（17億円）を貴社に
拠出することと致します。

の 5 月 2 日 1991 年

1991年 月 日

駐大韓民国日本国大使
柳健一 (印)

在韓被爆者支援のための日本国政府拠出金の
使用に関するガイドライン

1. 大韓赤十字社（以下「韓赤」という）は、韓国政府の委託を受け、日本国政府より受けた在韓被爆者支援のための拠出金計 17 億円を、韓国政府が作成した在韓被爆者支援計画に基づき、在韓被爆者にかかる治療費、健康診断費、及び被爆者健康福祉センター建設費等を支援するために使用する。
2. ~~韓赤~~ ^{韓赤}は、本拠出金を以て在韓被爆者に対する具体的支援を行うに当っては、可能な限り社団法人韓国原爆被害者協会の意見を尊重し、かつ、同協会の組織を活用すると共に、~~韓国政府より随時指導・助言を仰ぐものとする。~~
3. 韓赤は、専ら本拠出金を使用するための別口預金口座を開設する。
4. 韓赤は、本拠出金の使用について、責任を負うものとし、日本国政府より受けた拠出金が適正かつ専ら事業計画の遂行のため使用され、また、効果的、効率的に管理、使用されるよう確保する。
5. 韓赤は、日本国政府より受けた拠出金の使途、管理状況等につき平成~~12~~¹³年度までの間、毎年少なくとも 1 回は日本国政府に報告する。
6. 日本国政府及び韓赤は、拠出金及びその使途に関し、又は、これに関連して生ずる如何なる問題についても随時連絡・協議する。